

まず初めに、知事が意見を述べる際の参考とされるこの公聴会で、発表された住民の意見を、どれをどのように参考にされたか。と、その理由、参考にされなかった意見は参考にしなかった理由、検討した過程を、各会場すべての意見に対して公表していただきたいです。知事や県職員のみなさんご多忙とは存じますが、私たち住民も日々の生活・仕事をしながらの中、準備してここへ来ています。意見したいけど来られなかった人も沢山おりますし、知らなかった方はもつとつと沢山おられます。何より、住民の誇りの川辺川に、ダムを造ろうとする事業のことなので、もう一度言いますが、公聴会で出たすべての意見を踏まえたうえで、その意見をどう反映させたのか、どうして反映させなかったのか、それぞれの理由と、住民の意見そのものももちろんです、あと検討した過程を公表してください、お願いいたします。

それでは続けます。

まえがき 地域の宝である清流を積極的に保全する。7.2.4 とそれ以降の水質 について

こちらの写真を見てください。これは清流ですか？(写真 渓谷) これは清流ですか？(写真 益田川ダム)

住民が宝だと言っているのは、守りたいのは、この自然の川なんです。これが守るべき宝の清流なんです。この場所は美しいところですね、少し上流のほうですがダムができるともこれも消えます。建設予定地もこのように美しいところですね。

国交省が、流水型ダムを造ると普段は水が通りますから清流は守れます！というのは、水質のことのみを言っておられる。この写真を見てください、ここのダムの下の流れてるところです。ここの水質が綺麗ならば清流が守れたという理屈にアセスメントはなっています。これは流水型の益田川ダム、あえて水はきれいに見える写真を選んできました。どうですか？これおかしいでしょう？全然清流じゃないじゃないですか？清流って何でしょうか？水質さえ綺麗であれば清流と呼べる、宝と呼べるのでしょうか？この二つの写真を見て、これが宝と呼べないのはお判りでしょう？宝は数値で測って決めるものじゃありません。人間は心というものがあるんだから、ロボットじゃないんですから、水質さえ綺麗なら清流とかいうのはやめましょう。ダムを作ったら、イコール宝である清流は絶対に守れないんです。

しかも流水型ダムは、水質は問題ない水が流れるとなっていますが、実際はどうでしょうか？

あらましの 4 ページでは1年のうち 364 日は平常時水を貯めず自然な川へ。1年のうち

1 日は洪水を一時的にためる。となっています。この表記のところで、国交省のアセスメント説明会の時、説明担当者は、平均すると1年のうち 364 日はきれいな水が流れるんですから。1年のうち1日だけは濁水が流れます。と実際おっしゃいました。直接あらましに書いてはありませんが、そう読み取らせる意図がある表記ですし、現実でこう説明されました。

川を遮断するように構造物を作ると土砂が堆積してきます(写真 堆積土砂)。それを定期的に取り除くといっても、完璧にできるわけではありません。ダムを造るとこのように溜まっていくわけです。こうならないように水が出るたびに毎回原状回復まで土砂撤去できるのでしょうか？無理です。そのダムがあるからこそその土砂撤去工事によって1年のうち何日濁水が流れることでしょうか、1 日以上絶対かかります。

「平常時は流れる水の力で土砂がたまらない。」と、ダムを横から見た図を示された話もありましたが、この写真を見てください。平常時、水が流れている部分のみでそのようなことも起こりうるでしょう。普段水が流れないこの土砂の部分は、自然に流れて消えてゆきません、そのままです。しかも、この脇に溜まった土砂を流水が少しずつ少しずつ巻きあげて長期的な濁りを引き起こすのです。1年のうち1日のみが濁水だというのは、違います。

出来たての立野ダム、試験湛水しましたね。満水の水位までの葉っぱにシルトがついていました。川辺の洪水だったら、もっとひどくシルトが流れ込み、1億 3300 万 m³分の壁面床面の全てにつくでしょう。その撤去は無理です。濁水を生む原因にもなりますし、そのシルトが撤去できないと、植物や生物にも影響するのは素人でもわかります。

要約書 7.2 以降のすべての環境保全措置についてですが、その中の、例えば環境影響が「ダム堤体等の改変区域及びダム洪水調節地の貯水範囲は対象種の生息範囲として適さなくなる」という種がものすごく沢山ありますね。対策として「移植する」効果として「移植した、もしくは整備した環境が生育環境として利用されることが期待される」というようになっています。移植しても、移植先が利用されないこともあります。そして、かなりの種の数です、それに、ダム湖全体の範囲です。それぞれの種によって移植に適した時期なども違います。年中大人数で移植作業をしていなきやいけませんし、新たに移植した場所には、もともと先住の生物がいます。これは現実問題、移植して成功するものは、ほんの一握りで、救えない種・救えない命が大多数になることは明らかです。この環境保全措置は全然現実的ではありません。今述べたのは一例で、環境保全措置については全て希望的観測とあいまいな表現ばかりなので、もっと現実的に詳しく、本来ならばすべての種・個体を救わなければならないのが前提ですが、何個体救うのか、どの程度の範囲をやるのか、どこにやるのか、救えなかったらどう責任を取るのか、詳しく表記すべきです。このままだと、対策をやっていないくても、やったとして失敗しても、うやむやにできて

しまいます。

要約書 4-44 86 山腹崩壊や地質について 7.2.5 地形・地質

事業者の見解では、山腹崩壊等の土砂流出は、ダムの有無にかかわらず大雨に際して発生するものです。と表記されていますが、ダム湖が存在することにより、山腹崩壊・斜面崩壊の危険性が高まるという事実にはどう対処するのでしょうか。また、流水型ダムであるからこそさらに危険は増します。国交省の言う年に1度か、場合によってはそれ以上の頻度で貯水したり元の水位に戻したりすることで更に山腹崩壊の可能性は高まるのは事実です。

ダム建設予定地の右岸の地質は特に脆いという事実は、どこかに表記されていたでしょうか？ありませんでした。右岸の山に水を抜くパイプが何本も入れてありますが、そもそも弱い地盤で、山という大きなものに対して何をしても補強にはなりません。山腹崩壊の危険性を沢山孕んでいます。更にダム本体崩壊の危険性が考えられます。このような可能性が考慮されていないということは、ダムが存在することで起きる山腹崩壊による環境への影響や、地域住民の安全に対するの考慮が欠落していると言えます。きちんと地質について調べなおしてください。

(公述で実際読んだのはここまで。原稿はすべて載っているものを議長林さんにお渡ししました。)

瀬目トンネルの掘りなおしのご存じですか？

あそこも、軟弱地盤で、トンネルが崩れてきていてトンネル内の道路に水が常に出てきている状態でした。それについて、国は当初問題はないとしていましたが、住民からの度重なる要望により、検討の結果危険と判断し、トンネルの掘り直しを行いました。このような軟弱な地盤はダム湖の湛水区域内に数多く存在しています。国はそのどれだけを把握し調査検討したのか、報告記載されておりません。これはほんの一例です。地盤のこときちんと調査しなおしてください。

7.2.10 人と自然とふれあいの活動の場

この項目は、場所のみの項目でいいのでしょうか？川に来る一般の人、人間側からのことは何も書いてありません。

一番は地元の人、それから川に遊びに来る人、釣りをしに来る人、キャンプに来る人など、もともと来ている人やこれから来る人のことを最優先に考えてこういう部分は作られるべきです。

川に来るその人たちが一番この川を大切に思ってるのに、川辺川の対策は、盛土の見

た目が悪いから法面の緑化する、のみ。そういう事じゃないと思います、人は自然の川（写真 ①）に来るんです。この人たちがダムができて変容した川に来れなくなっても全然平気なような冷たいこの対策。血の通った人間の心ある対策はできないのでしょうか。人と川辺川の関わりをもう一度しっかり調べて、この項目は書かれています。地元五木の一般の川を利用されている方や、遊びに来る人、釣り人、ともどのような対策が必要かきちんと協議されたほうが良いと思います。

わたしは、ラフティングをしています、川辺川を下るときはダムサイト上流の野々脇の堰堤から下りますので、ダムサイトを下ります。九州でダムサイトが一番激しく面白いポイントです、ダムができるとここを下ることが出来なくなります。このポイントを下る会社は数社ありますのでちゃんと協議してください。もしもダムができたとして、本当はダムサイトを下りたいんですけど100歩譲って、ラフティングはダムより下を下るとして、川辺川は増水したときにくだるものなのですが、それをご存じない表記になっています。川辺川が増水したときに、ラフティングは下るんです。そんな時に、上にダムがあるから危険だから下るなどか言うのじゃないかと考えられます。以前木村元副知事とダムについてお話したときに、ラフティングも通れるような通潤橋のようなダムを検討していますとおっしゃいました。今現実で上がってきているものを見て、ダムサイトはおろか、ダムより下も下ることは許されない状況になってきているのではないかと危惧しております。ダムができることによってラフティングにはおおいに影響があります。協議する相手を、ラフティングでここを下る会社も増やしてください。